



石川県土木部河川課

石川海岸、能登内浦海岸を「水防警報海岸」に指定

石川海岸の海岸保全事業を実施している国土交通省と、海岸を管理している石川県では、平成23年3月31日付けで、高波による災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警報して行えるよう、石川海岸及び能登内浦海岸を「水防警報海岸」に指定しました。

指定区間は、石川海岸の白山市八田から加賀市美崎までの海岸線（河川区域を除く）のうち国土交通大臣が17.5km、石川県知事が13.2kmの区間、能登内浦海岸の鳳珠郡能登町恋路から七尾市鵜浦町までの海岸線182.0kmを石川県知事が指定したものです。

（別紙参考資料及び警報基準、指定範囲図）

この指定により、水防活動の迅速化や警戒避難のための関係機関相互の連絡情報の共有、住民の皆さんの避難の迅速化など、高波に対する総合的な防災体制を確立していきます。

・ 水防警報海岸指定の法的根拠

（水防法第十六条第一項）

「国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重要な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。」

【問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
海岸課長 山崎 忠
TEL：076-264-8800（代表）

石川県土木部河川課
課参事 原田 吉和
TEL：076-225-1736

参考資料

〔石川海岸〕

国土交通大臣指定範囲

- (1) 起点：白山市徳光町2019番3地先から
終点：同市八田戌部78番地1地先まで
延長：4758m
- (2) 起点：白山市美川永代町甲1番地先から
終点：同市鹿島町ル200番地先まで
延長：2805m
- (3) 起点：能美市中町ム80番4地先から
終点：同市吉原釜屋町カ5番2地先まで
延長：2090m
- (4) 起点：小松市浜佐美ヌ151番1地先から
終点：同市安宅町タ140番2地先まで
延長：5540m
- (5) 起点：加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先から
終点：同市伊切町イ50番4地先まで
延長：2325m

石川県知事指定範囲

- (1) 起点：白山市鹿島町ル200番地先から
終点：同市徳光町2019番3地先まで
延長：3242m
- (2) 起点：能美市吉原釜屋町カ5番2地先から
終点：白山市美川南町乙66の1番地先まで
延長：1901m
- (3) 起点：小松市安宅町ル2番地先から
終点：能美市中町ム80番4地先まで
延長：4680m
- (4) 起点：小松市安宅町タ140番2地先から
終点：同市安宅町タ14番地先まで
延長：399m
- (5) 起点：加賀市伊切町ニ80番1地先から
終点：小松市浜佐美ヌ151番1地先まで
延長：3024m

〔能登内浦海岸〕

石川県知事指定範囲

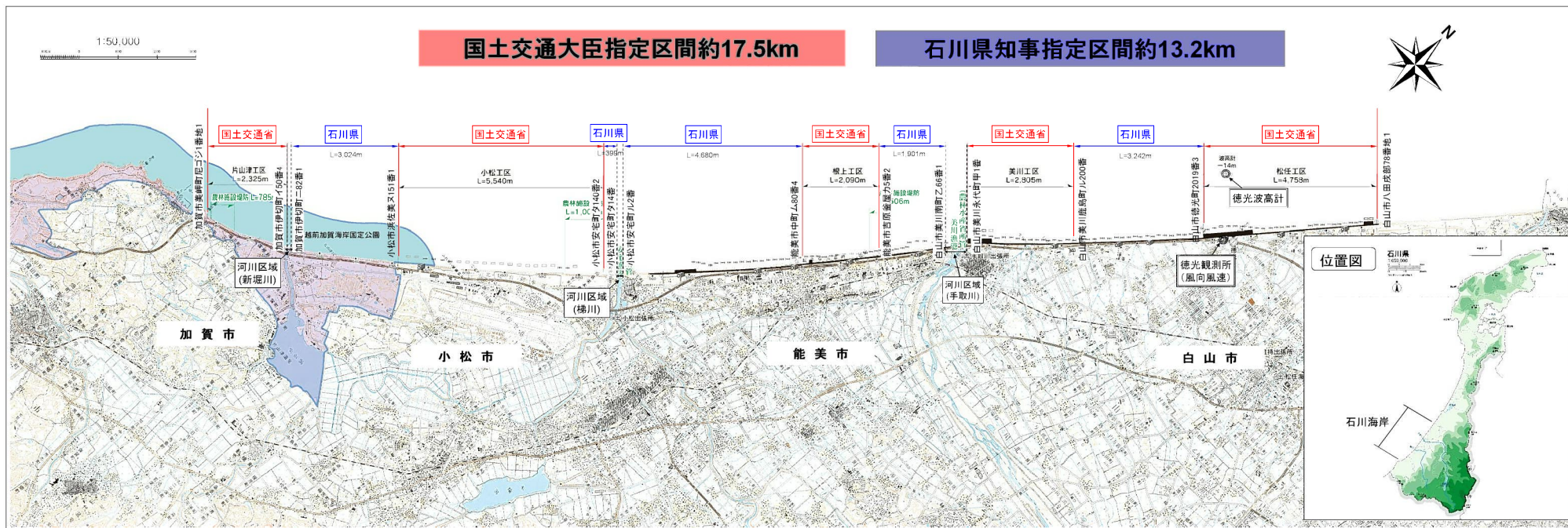
- (1) 起点：鳳珠郡能登町字恋路9字1番2地先から
終点：七尾市鶴浦町イ部9番2地先まで
延長：181951m

石川海岸 水防警報の種類及び発令基準の内容

種類	風 波	内 容
待機 準備	徳光観測所で10分間平均風速15m/s以上が観測され、かつ、有義波高が5.5mを越えた場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して発令が必要と判断されるとき。	水防団の所要の人員が出動し、海岸巡視および水防資機材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。
出動	徳光観測所で10分間平均風速20m/s以上が観測され、かつ、有義波高が6.0mを越えた場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して発令が必要と判断されたとき。	水防団員又は消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。
解除	徳光観測所で10分間平均風速15m/sを下回り、かつ、有義波高が5.5mを下回った場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して、水防活動をする状況が解消したと認められるとき。	水防活動の終了を通知するもの。

指定範圍圖

石川海岸水防警報海岸指定範囲図



能登内浦沿岸 水防警報発令基準

種類	能登町		穴水町・七尾市	内容
	うねり	高潮・風波	高潮	
待機・準備	高潮注意報発表状況のもと、田中観測所で義波高3.0m以上が観測された場合で、うねりと判定され、かつ、気象情報から波浪の発達が予測されるとき。	高潮注意報の発表状況のもと、七尾港で潮位T.P.+70cm以上が観測され、かつ、気象情報から波浪や潮位の増大が予測されるとき。		水防団の所要の人員が出動し、海岸巡視および水防資器材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。
出動	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式により田中観測所で義波高が4.5mを越えると予測され、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して発令が必要と判断されるとき。	高潮警報が発表された場合、または現地において越波の発生が確認されたとき。		水防団員または消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。
距離確保準備	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式で田中観測所で義波高が4.5mを越えると予測される1時間前、または田中観測所の義波高が4.0m以上を観測した場合で、かつ、現地において越波の発生が確認されたとき。			激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う準備を指示するもの。
距離確保	田中で観測有義波高が4.5m以上を観測した場合、または気象情報、現地状況等により、越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき。			激しい越波の発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。
距離確保解除	田中観測所で義波高が4.5mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動を実施する上で激しい越波による危険が解消されたと判断されるとき。			激しい越波のおそれが無くなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。
解除	田中観測所で義波高が3.0mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	七尾港で潮位がT.P.+70cmを下回り、かつ、気象状況、現地状況等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。		水防活動の終了を通知するもの。

水防警報海岸指定箇所図(能登内浦沿岸)

